

第4章

調査結果からみる災害対策の課題

第4章 調査結果からみる災害対策の課題

第1節 県民及び防災関係者が感じた災害対策の不十分な点

今回の地震において、県・市町村及び防災関係機関より被災者に対して各種災害対策が講じられたが、その災害対策に対して県民が感じた不満内容及び防災関係者が感じた不十分な内容を自由に記入してもらった。その内容を下表のとおり項目別に分類した。

(食糧の供給)	
県民意見	防災関係者意見
<ul style="list-style-type: none"> ● 食べることに困った。3日目にやっと役場から弁当をもらった。 ● 供給の仕方が不公平のように思われた。 ● せっかくの弁当を1回、たまたま自治会長宅へ行ったことで受け取ることができたが、必要な全壊家庭などへは行き渡らなかったと思う。 ● 避難所での弁当は3食毎日同じような物で変化がなかった。 ● もっと早く弁当の供給をして欲しかった。余震が怖くて火を使えなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 阪神大震災の教訓、例えば、冷えた弁当を何食も支給するより、内容は乏しくても温かい食事を提供することが重要と思われる。阪神間の市では町内会に炊飯装置を持たせている。 ● 初動で避難者の数を把握できなかった為、食糧確保が難しいと思われた。 ● 弁当の支給は大変助かったが、避難所では、特に朝食のぬくもりが欲しい。 ● 災害発生直後に現場で活動する人員に対して、弁当供給を考慮すべき。 ● 市町村によっては食糧の備蓄が不十分だったところもあった。 ● 地震発生当日、被災地付近の店舗で食料、飲料水の入手が困難であった。 ● 食料の確保が初期には非常に困難である。

(ビニールシートの配布)	
県民意見	防災関係者意見
<ul style="list-style-type: none"> ● ビニールシートの配布は大変役立ったが、大きさの規格が大型ばかりであったこと。もう少し細長い物の方が利用度が高い。また、その情報が各家庭に十分に伝わらず、不満が当初あった。 ● 屋根瓦が落下し、ビニールシートの配布を受けましたが、もっと早くに支給して欲しかったです。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 配布された所とされない所があった。行うなら全てに行う。行わないのであれば、全てに行わないようにすべき。 ● 必要数が絶対的に供給を超えていたため、不公平感があった。 ● 山陰地方は雨が多いため、雨対策が必要。 ● ビニールシートの配布はされたが、配布手続き等の広報不足。

<ul style="list-style-type: none"> ●ビニールシートは屋根の被害の状況に応じて支給する。各家1枚ではなく、程度に応じた配布が欲しい。 ●ビニールシートが各戸に1枚のみ配布されたようだが、足りない分(2~3枚)を米子や境港まで買いに行かなければならなかったようだし、高価であった。必要枚数配布して欲しかった。 ●要望のあった家に3枚支給すると放送でありました。被害状況の大小を考えての配布だったのでしょうか、広範囲にわたる状況をいち早く把握することはなかなか難しいことと思うが、直接的に行動し、横断的に対応する。これが行政に課せられた義務ではないでしょうか。 ●ビニールシートを役場まで取りに行かないといけなかった。できれば、配って欲しかった。 ●ビニールシートの配布について、私は7日に早速米子の店にTELして5枚予約で購入し、家族とシート張りをしました。翌日、町より1枚5,000円で配布との通知がありましたが、購入しませんでした。後日、これが無償だと分かり、5,000円の返却があった様です。このことが第一の不満です。 ●配布が地震発生直後でなく、1週間以上も遅く配られた。屋根の雨漏りを防ぐため自前で速やかに購入し、親族や近所の者の手伝いを借り2・3日後にシートを被せた。 ●町ではビニールシートの配布はなく、役場にて5,000円で販売という案内だったので他の店で購入したが、後で役場で買った人については返金があったとのこと。他で買った人には何の支援もなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ビニールシートの配布に伴うシートかけ作業への対応が不十分であった。 ●ビニールシートの備蓄数が足りなかった。配布までに時間がかかった。 ●ビニールシートの配布について情報不足なため、高額にて購入している人があった。 ●当初1軒あたり何枚と決めて支給されたが、それでは当然足りるわけもなく、その後、役場に充当されたシートで必要な枚数をもらえた被災者の方もいらっしゃったが、それを知らない方々が多くいたように思う。 ●ビニールシートの配布自体は良かったが、市町村が配布すれば住民側ではシートをかけてくれるものだと思う気持ちが強く「シートを配っただけでどうするのか」という問合せが多かった。
--	---

(給 水)	
県民意見	防災関係者意見
<ul style="list-style-type: none"> ●水道の連絡体制、復旧体制等が良くなかった(3日間断水)。 ●簡易水道の配管が破損し断水となり、10月7日より給水を行って頂いたが、完全復旧まで1週間ほどかかり、入浴、洗濯が十分に出来なかったこと。 ●水道水が濁っていたのに、給水がなかった。飲み水は購入した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●公営住宅が断水となり、米子市水道局は竹内団地の漏水復旧に手を取られ集合住宅等まで手が回らず、かなりの時間が経過して給水タンク車が来た。 ●給水車の確保が大変だった。 ●断水状態が長く、対応が遅い。

<ul style="list-style-type: none"> ● 水源が濁り水道水が使用できず、自衛隊の応援により他の水源から運んだ。平素からの研究と他市町村との連携により非常時に備えるべきである。 ● 自宅から給水場所が遠かったこと。乗用車しかなくて、たくさん積みなかった。 ● 水道水に濁りがあったが、情報・通知がなかった。 ● 給水の情報(連絡)が遅れたこと。

(ボランティアの派遣)	
県民意見	防災関係者意見
<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア派遣の対応が遅い。家の中の生活が出来ない状態であるのに、1ヶ月も経ってから派遣事業が実施された。 ● 老人家庭のブロック塀が倒壊し、片付けにあたって破損ブロックの運搬整理はボランティアによってなされたが、鉄筋の切断等がボランティアではできず、被災者が直接業者を探して依頼しなければならない場面があり、被災者から不満がありました。 ● ボランティアの派遣が間に合わないので、屋根瓦の補修やビニールシートかけを全部自分でやった。 ● ボランティアの一部地域の片寄り。 ● 県外からのボランティアの派遣は遅れがちであり、その部落毎に組織を作らねば間に合いません。 ● 自治会で1名で住んでおられる方が多いため、その家庭には町役場よりボランティアの派遣があれば良かった。 ● 対応が遅い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校では教材や薬品等にかなり被害が出たが、特に薬品等については生徒に後片付けをさせられないので、教職や一部ボランティアの方のご協力で何とか復興しました。地域の中で災害復興に関わるボランティアの支援体制が整備されていないため、地域の教職員の協力がなかった。 ● ボランティアの本来の意味を理解している人があまりにも少ない。受け入れる側の体制が整っていないと同時に、ボランティアとして来た人の中にも「泊まる所がない」「食事が無い」「自分の考えていた中身と違う」等、公然と不平不満をぶつける者も多く存在していた。 ● ボランティアの方が一部に集中していた。 ● 他都市からのボランティアの受皿を事前に検討。震災地域も含め周辺地域でのボランティア活動のあり方を検討すべき。 ● ボランティアができる任務・仕事の仕分けの立ち上げが遅い。震災後、ボランティアが来ることを予測し、宿泊・食事の手配を前もって業者等と契約しておくべき。 ● 受け入れる側の体制が不十分であり、効率的な活動を充分して頂けなかった。 ● 行政とボランティアセンターの意思の疎通が欠けていた。 ● 住民が必要とする救済の内容が危険なものが多かったため、ボランティアに頼める活動が限定された。 ● 市町村や地域の中でボランティアに対する需要や供給をコーディネートする機能が不十分だったように感じる。

	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアセンターが“ふれあいの里”内に設置されたことから、本庁との連絡、特に必要とされる業務の種類及び人員等についての連絡に支障をきたしたのではないか。 ● 市町村によって災害ボランティアセンターの立ち上げ、ボランティアの受入に対してかなりの格差があったと思う。(行政と社協、ボランティアとの連携など) ● ボランティアの対応窓口が不明確であり、ボランティアに行っても当初、活動ができなかった。
--	---

(メンタルケアの実施)	
県民意見	防災関係者意見
<ul style="list-style-type: none"> ● 恐怖心のため夜眠れず、昼間は独居老人の家の整理等で日々を過ごしたが、行政がその様な方を支援して欲しかった。 ● 家が全壊した人等と比べれば地震の被害は大したことなかったが、余震が何時までも続き、ゴーンと地鳴りがする毎に身体が硬くなり、2月初旬頃まで何も手につかなかった。被害の少ない者まで手が廻らないかもしれないが、何かアフターケアがあれば良かったと思う。 ● 町内の被災者の宅を見舞った時、特に独居老人の方や高齢者夫婦の家庭では、不安に思っておられる方が多かった。 ● 災害にあった家の心のケア、相談が必要と思った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ケアに回れる職員の数がテレビを見る限り少なかったと思う。 ● 避難所から帰ってからのメンタルケアの配慮が不十分だった。 ● 教員による生徒へのメンタルケアや専門家によるメンタルケアが不十分だったと思われる。 ● 余震が続くことのストレス等を周りの人に分かってもらえないという人がかなりいた。 ● メンタルケアは災害発生直後から被災者を考慮して実施すべき。 ● 避難生活を余儀なくされた高齢者の方々のストレスの把握と適切な対応に欠けていた点がテレビ報道の中から感じられた。 ● 被災者に対するメンタルケアのスタッフの数が絶対的に不足していた。 ● 相当長期間ケアする必要がある。 ● 精神的にまいっている人などの対応が出来ていなかったのでは…。 ● 特に、一人住まいの老人の方は心細く思われたことと思う。

(義援金の受給)	
県民意見	防災関係者意見
<ul style="list-style-type: none"> ● 義援金は市役所に問い合せてもなかなか支給に來られなかった。 ● 第1回目の申請時に添付書類の一部を持って手続きをしたが、私の場合、屋根の損壊等があり、 	<ul style="list-style-type: none"> ● 義援金は死亡者がなかったこともあり、震度に比べ全体額が少なかった。 ● 義援金等の取り組みが不十分ではなかったか。(各町村等への協力要請もなかったと記憶して

<p>下からできるだけ被害状況が分かる写真を添付したが、屋根の上へ上がって具体的なアップ写真が必要と言われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 貸家を所有しているが、貸家が損壊しても支援制度がなく、持家の修理も出来ない。2件損壊したが、一円の義援金、修理の借入れも出来なかった。 ● 義援金で石垣は出るのにブロック壁は出なかった。ため柵の修理も出なかった(6ヶ所)。 ● 家の損壊など、ひどい被害の家も少しヒビが入っただけの家も同じ金額だった。 	<p>いる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 義援金についてはテレビ等で参加を求めていたが、そのお金の流れがよく分からない。
--	--

(応急危険度判定の実施)	
県民意見	防災関係者意見
<ul style="list-style-type: none"> ● 全壊、半壊の判定基準がわかりにくい。 ● 危険度判定をもっと速やかに行う必要性を感じた。 ● 応急危険度判定が少々いい加減のように見えました。被害を受けた方はとても神経質になっています。たくさんの家を見廻る為、手抜きになるのは仕方ないと思いますが、もう少し丁寧な見方をして欲しいと思いました。 ● 危険度判定が自主申告であること。全ての住宅を判定すべきだと思う。 ● 判定の実施の時期を半年間位先まで延して欲しい。 ● 近隣の町では、県土木等が家の損傷状況を見て廻り、家の玄関等見やすい箇所に貼り付けてあったが、私の住居の付近は全然調査もなく、今後、安心して住めるのかと不安に思った。 ● 専門家でない調査員もおられ、判定にかなり不満を感じた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 判定された後、どのように対応すればよいか迷った。 ● もう少し詳しい調査と被災者の納得のいく説明。 ● 学校などは応急危険度判定を迅速に綿密に行う必要がある。判定が学者により異なるのも気になる。 ● 今回の地震で初出勤したボランティアの応急危険度判定士の人数が不足し、住民から1日も早く判定に来て欲しいとの要望がかなりあった。 ● 危険と判断され、かえって住民を不安がらせるケースが目立ったように思う。 ● 判定の趣旨が住民に十分伝わっていない。判定の結果のとりまとめ(実施日、訪問先等)を県に問い合わせても、分からずじまいだった。 ● 応急危険度判定は早く行わないと危険である。 ● 応急危険度判定の期間及び人員ともに不足していた。 ● 全壊・半壊・一部損壊等に家屋被害を分類し、被害確認を行ったが、外観での判断では全・半壊、又、危険度の判定が難しく、住民の避難措置の実施においても早期の危険度判定が必要である。 ● 被災家屋の危険度について専門家の早めの診断が必要。

(罹災証明書の発行)	
県民意見	防災関係者意見
<ul style="list-style-type: none"> ● 罹災証明書の発行で、同じ部落で余り被害がなくても半壊（何回も見てもらって）我家と同じ様でも全壊とその辺のところが調査に来られる人によって違い、納得がいきません。 ● 罹災証明書の発行に関し、自己申告は良いが、申告後に被害を再度受けても証明内容が変更できなかったこと。 ● 手続きに時間がかかり、面倒。 ● 外観のみの検分であった。 ● 罹災証明書について、全壊、半壊、一部破損の3通りしかないので、一部破損と認定されたものの中でかなりの被害があっても、地震保険では5%しか補償されなかった。 ● 罹災証明書の発行について、町職員等が全壊・半壊の判定が出来ないようです。 ● 罹災証明を取りに行ったら、「今はまだ必要ないから」と次回に回されたこと。窓口業務も忙しいのかもしれないが、きちんとした説明が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 罹災証明の発行の方法（基準）が不明確であり、迅速な対応が出来にくかった。また、統一基準的なものが必要。 ● 罹災の証明を町職員が行うことは、知識的に不均衡が生ずるのではないかとこの恐れあり。 ● 速やかに発行できるよう事前に準備しておいた方がよい。 ● 発行基準、発行方法が不明確。 ● 罹災証明書の発行は見た目で損壊程度が判断され、実際に住めるかどうか、又は家屋の修理費の評価額に対する割合など、きめの細かい判定ができていない。上記に関連し、全・半壊家屋の建て替えなど、更に手厚い、細かいメニュー的な支援が必要ではないか。 ● 調査員によって、被害状況の結果が違っていた。

(住宅再建支援制度)	
県民意見	防災関係者意見
<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅再建は修理費の補助だとすれば、あまりにも規定が厳しく、申請してもどうせ通らないと思い、申請する事に躊躇するようになった。 ● 蔵の壁が落ちたので修理した。また家の中の壁も落下したが、市役所へ問い合わせても、それらの修理費は支給対象外であり、困った。 ● 住宅再建、補修業者の斡旋をして欲しい。 ● 被災住宅の住宅残存ローンの利息減免。被災住宅の復旧費用に応じた助成、補助制度の創設。 ● 良い制度ではありますが、平成14年10月5日までというのは、再建がいつになるか分からないものにとっては残念です。 ● 再建支援制度そのものは非常にありがたい制度であるが、手続きが大変です。被害住宅再建についても解体助成制度同様の取扱いにして欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 半壊、一部破損の判定の基準が曖昧で民間或いは共済組合の判定との差があり、住民に戸惑いがある。 ● 補助金額としては限られた財源の中でのことであり十分だと思われるが、運用については事業主体が市町村であるため申請期限、補助対象等にバラツキがあり、不公平感を持たれることがあった。 ● 個人の資産、住居の新旧等多くの問題があり、すぐに支援・助成制度の確立は難しいとは思いますが、一定の基準を設けるべき。 ● 支援制度についての詳しい内容を市民等に伝達する方法をもっと密にすべきであった。（メディア、自治会、学校等、あらゆる手段をもっと駆使すべきではなかっただろうか）

<ul style="list-style-type: none"> ●自分で直した石垣の修理費を出してもらえない。不満。 ●居宅の外壁の破損は支援の対象となったが、内壁の破損は対象外であった。倒壊家屋に対する300万円の支援は、他の支援に対して少なすぎる。(私は倒壊家屋当事者ではない) ●住宅建設助成等にあたり、一応支払ってから領収書を付けて申請しなければならないことは被災者にとって非常に不満です。建設計画に基づいて一定の計画が実行された事を確認すれば、助成金は交付されるようにすべきでしょう。 ●家屋が全壊であろうが、一部損壊であろうが、家を直すのは同じ事(一部損壊であっても壊れている場所によっては家を新築しなければならない)。その判定方法が不満。 	<ul style="list-style-type: none"> ●県全体で共通したマニュアルを作成すべきである。天災に対する災害対策は県下統一すべきである。 ●家屋倒壊にかかわる支援体制は理解できるが、石垣、塀、土蔵に関しては支援の対象にならない(解体は良い)という点で不十分。同じ生活環境内での被害であり、同じないし、同程度の補助体制はとってもらいたい(補修、再建の場合)。
---	---

(生活再建支援制度)	
県民意見	防災関係者意見
<ul style="list-style-type: none"> ●年齢制限があり、受給できないと断られた。 ●手続きが面倒である。 ●生活再建支援制度が国にあるとの事ですが、どのような支援策なのか、今だに分らない。所得などの関係があるとは思いますが…。 ●生活再建支援制度について、非課税世帯や高齢者世帯を優先するのは分かりますが、同じ様に被害を被ったのだから平等にして欲しかった。非課税世帯の判定が分らない。事業をして人を使って給料を払っている人が非課税世帯で生活支援を受けていた。 ●制度を利用出来る資格や条件などが、かなり限定されていて大半の世帯が該当しなかった事。罹災世帯が多かった事や小さな自治体であった事などで十分な対応が出来ない状況ではあったと思うが、少し不満であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ●年収によって支援、助成制度が受けられたり、受けられなかったりした。 ●生活再建にかかる制度は多くあるが、住民があまりよく知らない。また、市町村職員も思ったより知らないため、普段からの啓発が必要。 ●老人が多く、自分での対策が取りにくい。 ●大災害であったので、各種再建支援制度の金額は日常生活に戻るための最低金額を支援して頂ければと思う。

(住宅解体助成制度)	
県民意見	防災関係者意見
<ul style="list-style-type: none"> ●住宅解体した際、倒壊した瓦・上壁等の搬出に不満を感じた。近くの公民館への搬出期間が1週間程度では大部分の家庭が出せない状況であり、半年間位の猶予を最初から出すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ●思った以上にゴミ、被災して損壊した家屋等の処分が大変であり、「分別収集」が必要とされるため手間がかかる。

<ul style="list-style-type: none"> ●住宅解体助成制度が3月いっぱいまで切になった。せめて1年くらい(10月頃まで)はして欲しい。家を再建するには、そうすぐには決心つかない問題がある。 ●住宅解体助成制度の方針がなかなか定まらず(市の説明がまちまち)、解体をして良いのか悪いのか、しばらく迷った。 ●住宅(トイレ)の解体を頼んでも、なかなか解体してもらえなかったこと。 ●住宅解体助成の期間設定についてはあまりにも短いのでは? ●住宅解体期間が年度内と限られた。冬季の住宅等の工事がしにくい面で考慮して欲しかった。 ●罹災してもいない住宅や廃屋にまで解体助成制度を適用する事はないと思う。査定にあたり充分留意して欲しい。 ●解体申込切りが地震後26日以内なんて、一生の事業計画をすぐに決定出来るはずがない。 ●住宅解体助成制度=申込期限が短期間のため熟慮する期間がなかった。 ●冬に向かい、新しい住宅がないのに損壊した家を解体できず、家族での話し合いが決まらないうちに解体申請が締め切られてしまった。もう少し猶予期間をもって欲しかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ●制度を知らなくて自費で解体を行った場合は助成対象外となり、広報が徹底されていない。 ●住宅解体に関して、早く解体すべき所が後回しになって人が住んでいない部屋等が先になったり、金額的にはいくらあっても足りないのでは何とも言えない。 ●解体により生活文化財が多数失われてしまった。
--	---

(その他)	
県民意見	防災関係者意見
<ul style="list-style-type: none"> ●夜中に必要以上の防災サイレンが鳴った事。防災アナウンスの言っている事が意味不明だった。 ●避難場所の周辺の状況をもう少し市が普段の折に調べてみて下さい。徒歩ばかりで避難するわけではないと思います。車でもあることから、駐車場のことや避難所周辺の道路が狭かったり、危険な建物があるかどうかなど。ペットを連れての避難場所。 ●自然災害のことなので少し我慢したいが、官民の連携組織網の整備。①早く状況把握。②現地調査、録音機、携帯電話(災害直通用として)。③対策のスピード他。調査隊と応急隊の連携。被災校区実状調査不十分。大きい被害も小さい被害も調査に不公平あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難実態をより正確に把握するためにも自治会等自主防災組織との連携を図る等して、自主避難状況も含めた避難実態の把握と避難対策が望ましいと思われる。 ●現場からの声が十分聞こえてこない。また、被災地をテレビ・ニュース程度でしか知らない人間が判断している面が多く、後手に回ってしまう。 ●個人住居への支援はあったが、企業への支援(特に施設)が十分でなかった。 ●工業用水の復旧情報が不正確であった。 ●国の査定が手間取り、仮設校舎の建設が遅れた。

- 業者に対する不満。非常事態の際には、業種別にチームワークを取って、もう少し敏速に修理等を希望します。
- 液状化に対する認識と対策の遅れ。
- 地震直後、学校等全て休校となったが、JRとバスがストップした為、高校生の帰る手立てがなかった。又、小学生の集団下校は危ない。
- 町道・県道・国道の応急工事の情報を町の防災無線にて知らせる回数を多くしないと、通行止め箇所が知らぬうちに通行可になったり、余震による通行止め箇所発生等の情報が少なくて困った。
- 防災無線が全戸に設置してあるにも関わらず、行政から何の情報提供もなく、余震に怯えながら避難場所の指示もなく、道路に車を停めて車の中で夜を過した。発生当初における町当局の対応に不満あり。
- 町職員、町消防団による個別訪問による被害調査、被害状況の把握がなかったこと。
- 町の地震災害対策マニュアル不備。町の災害対応遅い。
- お役所的で親身に欠けていた。
- 地域の被災状況（道路状況等）を詳しく連絡して欲しかった。
- 各種支援制度は文書配布で十分な説明がないままであった為、利用出来なかった。各地区で説明会でもあれば良かった。

- 警察、消防、県防災共に自衛隊対応可能範囲内だったものの、震災以外に対する災害に対しての余力がなく、結果的に人的・物的な消耗が著しかった。通常災害にも対応できる消防力等の投入が必要だった。
- 今回、県を通じて被災しなかった市町村に応援要請があったが、その作業なり事務の内容が明確でないため、応援される方も応援で行った方も活動が不十分になった。
- 市としての対応策が決まっても、どのように活動するのか具体的な行動が分からなかった。
- 現場対応よりも本部レベルでの情報整理が優先された。
- 隣り近所のまとめ役といったものを行政が支援する体制が必要（小さい公民館組織のようなものをまとめる人を支援する体制）。

第2節 まとめ ～鳥取県西部地震の体験を今後の防災に～

今回の調査では、今後の防災対策の基礎資料として活用することを目的とし、鳥取県西部地震による震災の体験を記録にまとめた。選択回答方式の調査項目に加え、自由回答欄を多く加えた結果、県民や防災関係者が体験し、感じた様々なことをより詳細に知ることができた。

ここでは、県民及び防災関係者の回答結果から明らかになった、今後の防災対策において検討すべき主な事項をまとめた。

1. 住民に対する確実な情報伝達と防災関係機関における被害情報の共有化

(1) 住民に対する確実な情報伝達

災害時に、住民の不安を取り除き、状況に応じた適切な防災活動を行うためには、正確な情報の伝達が重要である。

しかし、住民に対するアンケート調査結果では、多くの市町村が行っている防災行政無線による住民への情報提供について、「屋外拡声器の音声が聞き取れない」、「戸外では戸別受信機の音声が聞こえない」、「情報が一方的に送られるだけなので、必要な情報を聞き逃す」など、住民が情報を入手できなかった事例が見受けられる。

中には、「町からのブルーシートの配布を知らなかった」、「弁当の配布を知らなかった」など、せっかくの被災者への支援情報が十分伝わらなかった事例も見受けられ、住民に対して情報を確実に伝達するための仕組みや、設備の充実整備と併せて、住民が情報を入手するための多様な手段を検討する必要がある。

また、知りたい情報として「余震の発生見込み」に対する要望が最も多く、いつ起こるか分からない地震に対する住民の不安の大きさの現れとみられる。住民の冷静な対応を促すためにも、余震の発生見込みなどの災害状況に関する県・市町村からの的確な情報提供が求められている。

(2) 防災関係機関における被害情報の共有化

防災関係者からは、「ライフライン被害情報とその復旧情報」をはじめとする被害情報が十分得られなかったとする回答が多く、被害情報を一元的に集約し、防災関係機関が被害情報を共有できるような仕組みを構築する必要がある。

2. 被災者の立場に立った災害対策の実施

住民に対するアンケート調査結果では、応急危険度判定と家屋の被害認定が混同されているケースなど、災害対策の制度内容が正しく理解されていないために生じたと思われる不満が多く見受けられる。

行政の行う支援制度は、多岐にわたり、また、適用要件が細かく規定されるなど、住民にとって必ずしも分かりやすいとはいえない面がある。場合によっては、制度内容の誤解により、被災者が支援を受ける機会を失うことも考えられることから、行政には、住民に対し積極的かつきめ細やかに支援策の周知を図ることが求められる。

また、住民からは、行政の適正な事務執行を望む回答や問い合わせへの対応が不十分であったという回答も多い。応急危険度判定、被害家屋の認定、各種支援制度などは、災害時にしか行わない事務であることから、行政の担当者自身が必ずしも制度内容等を熟知していないことも考え

られる。

このため、県・市町村においては、日頃から、職員に対して各種の支援制度等についても研修を行うなど、災害対策の実施体制を整備しておく必要がある。

さらに、こうした制度は災害時にしか適用されないため、実際に適用して初めて分かる制度運用上の問題点等もあると考えられることから、県及び市町村においては、このたびの震災の経験を踏まえて制度内容を検証し、必要に応じて見直しを行うことが必要である。

3. 防災意識の啓発と日頃の備え

アンケート調査結果では、住民の回答者の9割が地震の発生を予期しておらず、7割が地震に対する何の備えもしていないと回答している。阪神・淡路大震災を経験し、今回の震災にも遭遇した回答者が地震に対する備えをしていなかったという事例もあり、いつ、どこで起こるのか予想もできない地震災害に対する防災意識の一層の啓発が望まれる。

また、防災関係者についても回答者の9割が地震の発生を予期しておらず、半数は普段どおりに防災活動が行えなかったとしている。

このため、日頃から災害対策のマニュアルを作成するとともに、訓練を通じて自らの行動を検証し、防災意識を高めていくことが必要である。

4. 生活必需物資等の備蓄

震災時点で、市町村や県においては、地震災害を想定した物資の備蓄をほとんど行っていないため、避難者等に対する生活必需物資の供給が不十分な事例もあったが、災害の初期の段階において、市町村からの救援物資要請を県が全面的に支援したことにより、大きな混乱を防ぐことができた。

アンケート結果では、最も有効であった防災対策として「ビニールシートの配布」をあげる回答者が最も多いが、同時に「最も不満を感じた」とする回答者も多く、その理由として「配布枚数が少ない」、「配布開始が遅い」などがあげられている。

「弁当の供給」や「給水」について、不満を感じたとする回答は比較的少ないものの、震災後まもなくの間はそれらを受けることができなかったとする回答も一部にある。

このため、市町村においては、ビニールシート、非常食、飲料水等の生活必需物資をある程度備蓄しておき、災害発生時に迅速に被災者に配布できる体制を整備する必要がある。

5. 自主防災組織の育成支援

阪神・淡路大震災においても指摘されていることだが、大規模災害時には、防災関係機関だけでは災害対策に十分に対応できない。

平成12年鳥取県西部地震においては、消火や人命救助等の事例がほとんどなかったが、被害状況の把握、避難所の運営や生活必需物資等の配布など、行政、特に市町村の職員は非常に多くの業務に追われた。

市町村職員は自らも被災者でありながら、できる限り被災住民の支援を行ったが、一方で、限られた職員数で大量の被災者からの要望のすべてに対応することは困難であり、結果として、住民からのアンケート回答では、「対応が遅い」、「山間部は無視された」、「住民に対する情報の伝達が不十分」などの市町村に対する不満が多くみられる。

このため、住民の安心、安全を確保し、円滑できめ細かな災害対策を実施するための効果的な

方法として、自主防災組織をはじめとする住民組織と市町村による連携と分担を明確にした災害対策を推進する必要がある。

6. 継続的な防災への取り組み

県や市町村においては、平成12年鳥取県西部地震の体験を踏まえ、既に防災に関する取り組みが始められている。

市町村においては、39市町村による連携備蓄、職員防災マニュアルの作成、図上訓練への取り組み等が、県においては、防災情報の共有化を目的とした総合防災情報システム及び地域衛星通信ネットワークの整備、図上訓練の実施、鳥取県被災者住宅再建支援基金の設置等が行われている。

今後は、西部地震の貴重な経験を風化させることなく、前述の事項を貴重な教訓として継続的な防災への取り組みを行っていくことが重要である。